

佐賀県告示第338号

急傾斜地崩壊危険区域の指定等の一部を次のように改正し、平成26年9月1日から施行する。

平成26年8月29日

佐賀県知事 古 川 康

- 第1条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和58年佐賀県告示第312号）の一部を次のように改正する。
本則中「鹿島土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第2条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和59年佐賀県告示第251号）の一部を次のように改正する。
本則中「神埼土木事務所」を「東部土木事務所」に改める。
- 第3条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和59年佐賀県告示第252号）の一部を次のように改正する。
本則中「武雄土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第4条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和59年佐賀県告示第445号）の一部を次のように改正する。
本則中「武雄土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第5条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和59年佐賀県告示第676号）の一部を次のように改正する。
本則中「鹿島土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第6条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和60年佐賀県告示第151号）の一部を次のように改正する。
本則中「武雄及び神埼土木事務所」を「杵藤及び東部土木事務所」に改める。
- 第7条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和61年佐賀県告示第478号）の一部を次のように改正する。
本則中「武雄土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第8条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和61年佐賀県告示第479号）の一部を次のように改正する。
本則中「鹿島土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第9条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和61年佐賀県告示第836号）の一部を次のように改正する。
本則中「鳥栖土木事務所」を「東部土木事務所」に改める。
- 第10条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和62年佐賀県告示第386号）の一部を次のように改正する。
本則中「武雄土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第11条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和63年佐賀県告示第248号）の一部を次のように改正する。
本則中「武雄土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第12条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和63年佐賀県告示第249号）の一部を次のように改正する。
本則中「鹿島土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第13条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成元年佐賀県告示第299号）の一部を次のように改正する。
本則中「神埼土木事務所」を「東部土木事務所」に改める。

- 第14条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成元年佐賀県告示第302号）の一部を次のように改正する。
本則中「武雄土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第15条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成元年佐賀県告示第303号）の一部を次のように改正する。
本則中「鹿島土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第16条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成2年佐賀県告示第311号）の一部を次のように改正する。
本則中「鹿島土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第17条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成2年佐賀県告示第312号）の一部を次のように改正する。
本則中「武雄土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第18条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成3年佐賀県告示第238号）の一部を次のように改正する。
本則中「武雄土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第19条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成3年佐賀県告示第239号）の一部を次のように改正する。
本則中「鹿島土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第20条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成4年佐賀県告示第234号）の一部を次のように改正する。
本則中「鳥栖土木事務所」を「東部土木事務所」に改める。
- 第21条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成4年佐賀県告示第236号）の一部を次のように改正する。
本則中「鹿島土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第22条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成4年佐賀県告示第396号）の一部を次のように改正する。
本則中「武雄土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第23条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成4年佐賀県告示第397号）の一部を次のように改正する。
本則中「鹿島土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第24条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成4年佐賀県告示第478号）の一部を次のように改正する。
本則中「鹿島土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第25条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成4年佐賀県告示第671号）の一部を次のように改正する。
本則中「鳥栖土木事務所」を「東部土木事務所」に改める。
- 第26条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成4年佐賀県告示第674号）の一部を次のように改正する。
本則中「鹿島土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第27条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成6年佐賀県告示第209号）の一部を次のように改正する。
本則中「武雄土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第28条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成6年佐賀県告示第210号）の一部を次のように改正する。
本則中「鹿島土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。

- 第29条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成6年佐賀県告示第315号）の一部を次のように改正する。
本則中「武雄土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第30条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成6年佐賀県告示第316号）の一部を次のように改正する。
本則中「鹿島土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第31条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成7年佐賀県告示第360号）の一部を次のように改正する。
本則中「武雄土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第32条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成7年佐賀県告示第361号）の一部を次のように改正する。
本則中「鹿島土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第33条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成8年佐賀県告示第110号）の一部を次のように改正する。
本則中「武雄土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第34条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成8年佐賀県告示第111号）の一部を次のように改正する。
本則中「鹿島土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第35条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成9年佐賀県告示第310号）の一部を次のように改正する。
本則中「鹿島土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第36条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成9年佐賀県告示第691号）の一部を次のように改正する。
本則中「武雄土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第37条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成10年佐賀県告示第36号）の一部を次のように改正する。
本則中「武雄土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第38条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成10年佐賀県告示第51号）の一部を次のように改正する。
本則中「神埼土木事務所」を「東部土木事務所」に改める。
- 第39条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成10年佐賀県告示第53号）の一部を次のように改正する。
本則中「鹿島土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第40条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成10年佐賀県告示第182号）の一部を次のように改正する。
本則中「神埼土木事務所」を「東部土木事務所」に改める。
- 第41条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成10年佐賀県告示第183号）の一部を次のように改正する。
本則中「鳥栖土木事務所」を「東部土木事務所」に改める。
- 第42条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成10年佐賀県告示第501号）の一部を次のように改正する。
本則中「武雄土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第43条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成11年佐賀県告示第33号）の一部を次のように改正する。
本則中「神埼土木事務所」を「東部土木事務所」に改める。

- 第44条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成11年佐賀県告示第34号）の一部を次のように改正する。
本則中「鳥栖土木事務所」を「東部土木事務所」に改める。
- 第45条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成11年佐賀県告示第37号）の一部を次のように改正する。
本則中「鹿島土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第46条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成14年佐賀県告示第460号）の一部を次のように改正する。
本則中「武雄土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第47条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成15年佐賀県告示第118号）の一部を次のように改正する。
本則中「神埼土木事務所」を「東部土木事務所」に改める。
- 第48条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成15年佐賀県告示第119号）の一部を次のように改正する。
本則中「鹿島土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第49条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成15年佐賀県告示第281号）の一部を次のように改正する。
本則中「武雄土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第50条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成15年佐賀県告示第286号）の一部を次のように改正する。
本則中「武雄土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第51条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成16年佐賀県告示第21号）の一部を次のように改正する。
本則中「鹿島土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第52条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成16年佐賀県告示第55号）の一部を次のように改正する。
本則中「武雄土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第53条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成16年佐賀県告示第74号）の一部を次のように改正する。
本則中「神埼土木事務所」を「東部土木事務所」に改める。
- 第54条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成16年佐賀県告示第104号）の一部を次のように改正する。
本則中「鹿島土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第55条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成16年佐賀県告示第105号）の一部を次のように改正する。
本則中「鹿島土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第56条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成16年佐賀県告示第106号）の一部を次のように改正する。
本則中「鹿島土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第57条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成16年佐賀県告示第107号）の一部を次のように改正する。
本則中「鹿島土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。
- 第58条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成16年佐賀県告示第108号）の一部を次のように改正する。
本則中「鹿島土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。

第59条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成17年佐賀県告示第495号）の一部を次のように改正する。

本則中「神埼土木事務所」を「東部土木事務所」に改める。

第60条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成18年佐賀県告示第30号）の一部を次のように改正する。

本則中「神埼土木事務所」を「東部土木事務所」に改める。

第61条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成18年佐賀県告示第72号）の一部を次のように改正する。

本則中「鹿島土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。

第62条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成21年佐賀県告示第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「武雄土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。

第63条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成21年佐賀県告示第307号）の一部を次のように改正する。

本則中「神埼土木事務所」を「東部土木事務所」に改める。

第64条 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成23年佐賀県告示第254号）の一部を次のように改正する。

本則中「武雄土木事務所」を「杵藤土木事務所」に改める。